

# 資料 1

## 知多市国民健康保険税の 税率の改定について

# 国民健康保険税額の見直しについて

## 1 国民健康保険税の目的

- (1) 県は、国民健康保険の財政運営の主体となり、市町村が医療費を支払うために必要な額を「普通交付金」として市町村に交付するほか、後期高齢者医療を支援するための「後期高齢者支援金等」、介護保険のための「介護納付金」などを負担する。
- (2) 県は、上記の費用に充てるため、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収する。
- (3) 市町村は、国民健康保険事業費納付金に要する費用、国民健康保険事業などに要する費用に充てるため、被保険者から国民健康保険料（税）を徴収する（本市は税方式を採用）。

## 2 国民健康保険事業費納付金の算定

- (1) 県は、1 (1)の費用の支払いのために、県全体で国民健康保険料（税）として集めるべき金額を、市町村ごとの被保険者数と所得水準で案分して、市町村ごとの納付金額を決定する。このうち医療給付費分については、市町村ごとの医療費水準も反映させる。
- (2) 県は、市町村が納付金を納めるために必要な標準保険料率を示し、市町村は、それを参考に保険料（税）率を決定する。

国民健康保険事業費納付金の推移（知多市）※退職分を除く

年度	納付金額	1人当たりの納付金(対前年度)
平成30年度	2,474,433,256 円	126,699 円
令和元年度	2,314,217,714 円	131,647 円 (4,948 円)
2年度	2,196,707,546 円	133,263 円 (1,616 円)
3年度	2,227,634,037 円	134,992 円 (1,729 円)
4年度	2,230,114,393 円	141,424 円 (6,432 円)
5年度	2,258,582,874 円	153,917 円 (12,493 円)

## 3 国民健康保険税の算定方法

- (1) 賦課区分は、基礎課税額分（医療分とも言う）、後期高齢者支援金等課税額分、介護納付金課税額分の3区分で構成
- (2) 本市は、3方式を採用（所得割、均等割、平等割）
- (3) 均等割は、1人あたりに賦課。平等割は、1世帯あたりに賦課
  - ・所得の割合を増やすと所得の多い被保険者の負担が増加。
  - ・均等割額、平等割額を増やすと被保険者全員の負担が増加。

#### 4 国民健康保険税として集めるべき額

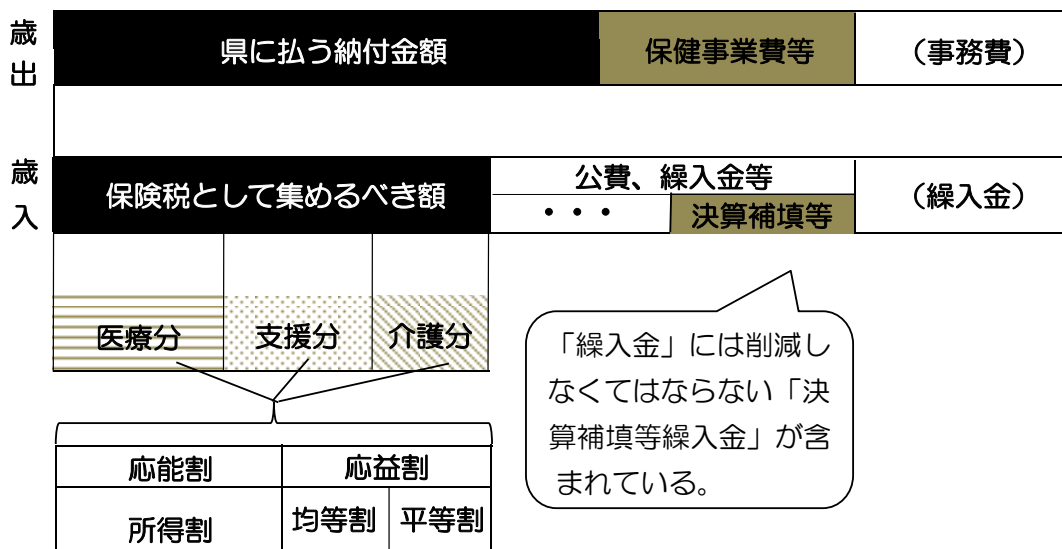
- (1) 県から示される国民健康保険事業費納付金に、保健事業費等の事業費を加えた金額から、公費（国県の補助金）や一般会計からの繰入金等を除いた額を保険税で賄わなくてはならない。
- (2) 一般会計からの繰入金は、法令等で認められている法定繰入と、市町村の判断による法定外繰入に分かれ、法定外繰入のうち保険税の負担緩和を図るための繰入額は、「決算補填等目的の繰入金＝赤字」として、国から削減・解消を求められているため、保険税収入を増やす必要がある。

#### 5 改定の方針

国の方針により、今後、県単位での保険料（税）率の統一の検討を進めていく予定であり、その前提として早期に赤字を解消する必要がある。

このため、赤字削減・解消計画に基づき、令和8年度に赤字解消となるよう、税率改定を実施する。

- (1) 令和6年度から毎年税率改定を行う。（以前は隔年実施）
- (2) 令和8年度に県が示す標準保険料率に合わせる。
- (3) その後は、県から示される納付金額と標準保険料率を参考に、適切な税率について毎年検討を行う。



## 6 国民健康保険加入者の状況

### (1) 年齢別被保険者数

年齢区分 (才)	人数 (人)	割合 (%)
0-9	505	3.42
10-19	795	5.38
20-29	758	5.13
30-39	935	6.33
40-49	1,376	9.31
50-59	1,697	11.48
60-69	4,009	27.13
70-74	4,701	31.82
計	14,776	100.00

※R5年8月31日時点

### (2) 所得階層別世帯数

課税標準額	世帯数 (世帯)	割合 (%)
100万円未満	7,020	66.92
100万円～	1,802	17.18
200万円～	808	7.70
300万円～	360	3.43
400万円～	166	1.58
500万円～	116	1.11
600万円～	64	0.61
700万円～	31	0.30
800万円～	28	0.27
900万円～	19	0.18
1,000万円～	75	0.72
計	10,489	100.00

※R5年7月1日当初課税時点

### 赤字削減・解消計画の変更について

#### 1 赤字の定義等

一般会計繰入金のうち、決算補填等目的の法定外一般会計繰入金が赤字に該当する。  
平成28年度に赤字が生じた市町村のうち、平成30年度（予算ベース）までに赤字が解消されない市町村は赤字削減・解消計画を策定しなければならない。

#### 2 平成30年度からの7か年計画（最終変更 令和4年9月）

赤字額 平成28年度決算ベース 264,530千円

当初は令和12年度までの計画としていたが、令和2年度に大きく削減ができたため、令和3年度に計画期間を変更し、令和6年度までとした。

##### 赤字削減・解消のための基本方針

法定外繰入金のうち、決算補填等目的の額について、国民健康保険税の急激な変化がないように配慮しつつ解消に努めるものとする。

- (1) 段階的に国民健康保険税の税率改定を行う。
- (2) 国民健康保険税の収納対策を強化し、愛知県国民健康保険運営方針に示される収納率目標の達成を目指す。
- (3) 特定健診・特定保健指導の実施率向上、後発医薬品の利用率向上等により、医療費の適正化を進める。

単位:千円

年度	H28	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	合計	
削減額 (R4年度以降は 予定額)		176,782	-186,033	261,547	-136,866	47,607	3,981	97,512	264,530	
赤字残額	264,530	87,748	273,781	12,234	149,100	101,493	97,512	0	0	
				税率改定		税率改定		税率改定		
				← この期間の計画書を県に提出済						→

\* 計算例  
削減額 = 前年度赤字残額 - 当年度赤字残額

の箇所は、見込額

#### 3 変更後の計画（平成30年度からの9か年計画）

赤字額 平成28年度決算ベース 264,530千円

令和4年度の決算赤字額を反映。令和4年度は税率改定を行ったが、被保険者数の大幅な減少等により計画に比べ赤字残高が増加した。  
令和5年6月に当初計画で見込んでいた被保険者数の下限である15,000人を下回り、今後も減少が続くと令和6年度の赤字解消が見込めないため、令和8年度に解消となるよう計画を延長する。

単位:千円

年度	H28	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	合計
削減額 (R5年度以降は 予定額)		176,782	-186,033	261,547	-136,866	-1,882	-101,241	83,449	135,914	32,860	264,530
赤字残額	264,530	87,748	273,781	12,234	149,100	150,982	252,223	168,774	32,860	0	0
				税率改定		税率改定		税率改定	税率改定	税率改定	
				← この期間の計画書を県に提出する							→

を、赤字に該当する繰入金の決算額で修正

の箇所は、見込額

## 改定案の提示税率比較表

税率の比較

世帯数:10,013世帯、被保険者数:15,253人(介護2号:4,440人)

区分		現行	令和5年度 標準保険料率		パターン1		パターン2		パターン3		パターン4	
		税率	税率	現行との差	税率	現行との差	税率	現行との差	税率	現行との差	税率	現行との差
医療分	所得割(%)	5.35	6.66	1.31	6.15	0.80	5.65	0.30	5.72	0.37	5.85	0.50
	均等割(円)	24,000	28,821	4,821	24,000	0	28,800	4,800	27,000	3,000	26,000	2,000
	平等割(円)	20,400	18,642	-1,758	20,400	0	20,400	0	20,400	0	20,400	0
支援分	所得割(%)	2.30	2.67	0.37	2.65	0.35	2.50	0.20	2.60	0.30	2.60	0.30
	均等割(円)	9,600	11,218	1,618	9,600	0	11,200	1,600	11,200	1,600	10,600	1,000
	平等割(円)	7,200	7,256	56	7,200	0	7,200	0	7,200	0	7,200	0
介護分	所得割(%)	1.80	2.20	0.40	2.20	0.40	1.80	0.00	2.00	0.20	2.10	0.30
	均等割(円)	10,800	11,461	661	10,800	0	11,400	600	10,800	0	10,800	0
	平等割(円)	7,200	5,668	-1,532	7,200	0	7,200	0	7,200	0	7,200	0

調定額の比較

区分		現行	令和5年度 標準保険料率		パターン1		パターン2		パターン3		パターン4	
		調定額	調定額	現行との差	調定額	現行との差	調定額	現行との差	調定額	現行との差	調定額	現行との差
医療分 合計(円)		974,197,900	1,141,242,000	167,044,100	1,051,165,600	76,967,700	1,057,510,700	83,312,800	1,043,942,300	69,744,400	1,044,819,100	70,621,200
支援分 合計(円)		394,689,600	446,527,700	51,838,100	426,495,400	31,805,800	430,777,500	36,087,900	439,786,300	45,096,700	433,000,200	38,310,600
介護分 合計(円)		122,686,000	132,968,800	10,282,800	135,140,500	12,454,500	124,556,900	1,870,900	129,009,700	6,323,700	132,007,200	9,321,200
総 合 計(円)		1,491,573,500	1,720,738,500	229,165,000	1,612,801,500	121,228,000	1,612,845,100	121,271,600	1,612,738,300	121,164,800	1,609,826,500	118,253,000
一人当たり調定額(円)		97,789	112,813	+15,024	105,737	+7,948	105,740	+7,951	105,733	+7,944	105,542	+7,753

増額世帯内訳

区分		令和5年度 標準保険料率	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
0 ~	4,999円	3,784世帯	4,945世帯	2,887世帯	4,373世帯	4,598世帯
5,000 ~	9,999円	887世帯	1,155世帯	2,529世帯	1,303世帯	1,249世帯
10,000 ~	14,999円	630世帯	1,032世帯	1,612世帯	1,366世帯	1,282世帯
15,000 ~	19,999円	644世帯	718世帯	1,037世帯	1,002世帯	932世帯
20,000 ~	24,999円	708世帯	561世帯	884世帯	708世帯	632世帯
25,000 ~	2,999円	553世帯	388世帯	429世帯	438世帯	405世帯
30,000 ~	34,999円	502世帯	289世帯	246世帯	239世帯	238世帯
35,000 ~	39,999円	425世帯	168世帯	180世帯	194世帯	168世帯
40,000 ~	44,999円	326世帯	144世帯	123世帯	142世帯	118世帯
45,000 ~	49,999円	281世帯	118世帯	63世帯	101世帯	136世帯
50,000 ~	54,999円	225世帯	87世帯	41世帯	72世帯	87世帯
55,000 ~	59,999円	171世帯	70世帯	21世帯	52世帯	63世帯
60,000 ~	64,999円	140世帯	75世帯	5世帯	37世帯	60世帯
65,000 ~	69,999円	111世帯	54世帯	1世帯	25世帯	31世帯
70,000 ~	74,999円	88世帯	49世帯	1世帯	7世帯	22世帯
75,000 ~	79,999円	68世帯	56世帯	0世帯	0世帯	25世帯
80,000 ~	84,999円	73世帯	41世帯	0世帯	0世帯	4世帯
85,000 ~	89,999円	45世帯	16世帯	0世帯	0世帯	0世帯
90,000 ~	94,999円	50世帯	19世帯	0世帯	0世帯	0世帯
95,000 ~	99,999円	54世帯	13世帯	0世帯	0世帯	0世帯
100,000 ~	104,999円	49世帯	7世帯	0世帯	0世帯	0世帯
105,000 ~	109,999円	30世帯	3世帯	0世帯	0世帯	0世帯

## 国民健康保険税として集めるべき額

### 1. 標準保険料率で計算

	標準保険料率で計算
医療分	1,141,242,000円
支援分	446,527,700円
介護分	132,968,800円
計	1,720,738,500円
収納率	95.0%
<b>計 (収納率反映後)</b>	<b>1,634,701,575円</b>

令和4年度収納率実績(現年度): 93.7%

※標準保険料率は95.0%で算定  
(収納率は市町村規模別で設定)

← 集めるべき税額

### 2. 改定後(収納率95%の場合)

	現行	8,000円増 (パターン4)
医療分	974,197,900円	1,044,819,100円
支援分	394,689,600円	433,000,200円
介護分	122,686,000円	132,007,200円
計	1,491,573,500円	1,609,826,500円
収納率	95.0%	95.0%
<b>計 (収納率反映後)</b>	<b>1,416,994,825円</b>	<b>1,529,335,175円</b>
不足額 集めるべき税額との差	-217,706,750円	-105,366,400円

8,000円増の場合の  
現行と比べた増額率

**7.93%**

### 2. 改定後(収納率94%の場合)

	現行	8,000円増 (パターン4)
医療分	974,197,900円	1,044,819,100円
支援分	394,689,600円	433,000,200円
介護分	122,686,000円	132,007,200円
計	1,491,573,500円	1,609,826,500円
収納率	94.0%	94.0%
<b>計 (収納率反映後)</b>	<b>1,402,079,090円</b>	<b>1,513,236,910円</b>
不足額 集めるべき税額との差	-232,622,485円	-121,464,665円
収納率が1%下がること による影響	-14,915,735円	-16,098,265円

## モデルケース1 60歳 1人世帯

給与所得 (万円)	年間保険税額(円)					備考
	令和5年度	令和5年度と比較した増額				
		パターン1	パターン2	パターン3	パターン4	
0	23,700	±0	+2,000	+1,400	+900	均等割・平等割を7割軽減
50	46,100	+1,100	+3,800	+3,000	+2,200	均等割・平等割を5割軽減
100	132,900	+8,900	+9,900	+9,700	+9,300	軽減なし
150	180,200	+16,600	+12,300	+14,000	+14,700	軽減なし
200	227,400	+24,400	+14,900	+18,400	+20,300	軽減なし

## モデルケース2 夫(43歳)、妻(38歳)、小学生以上の子ども2人 計4人世帯

営業所得 (万円)	年間保険税額(円)					備考
	令和5年度	令和5年度と比較した増額				
		パターン1	パターン2	パターン3	パターン4	
0	53,900	±0	+7,800	+5,600	+3,600	均等割・平等割を7割軽減
100	143,700	+8,900	+16,000	+14,300	+12,300	均等割・平等割を5割軽減
200	292,200	+24,300	+28,800	+28,500	+26,900	均等割・平等割を2割軽減
400	517,200	+55,400	+44,100	+49,600	+51,300	軽減なし
600	706,200	+86,400	+54,100	+67,000	+73,300	軽減なし

## モデルケース3 夫婦(70歳) 2人世帯

年金収入 (万円)	年金所得 (万円)	年間保険税額(円)					備考
		令和5年度	令和5年度と比較した増額				
			パターン1	パターン2	パターン3	パターン4	
100	0	28,400	±0	+3,800	+2,700	+1,800	均等割・平等割を7割軽減
150	40	28,400	±0	+3,800	+2,700	+1,800	均等割・平等割を7割軽減
200	90	83,300	+5,400	+8,700	+7,700	+6,700	均等割・平等割を5割軽減
250	140	150,000	+11,100	+15,100	+13,900	+12,500	均等割・平等割を2割軽減
300	190	207,200	+16,900	+20,100	+19,000	+17,700	軽減なし



近隣市の税率等状況

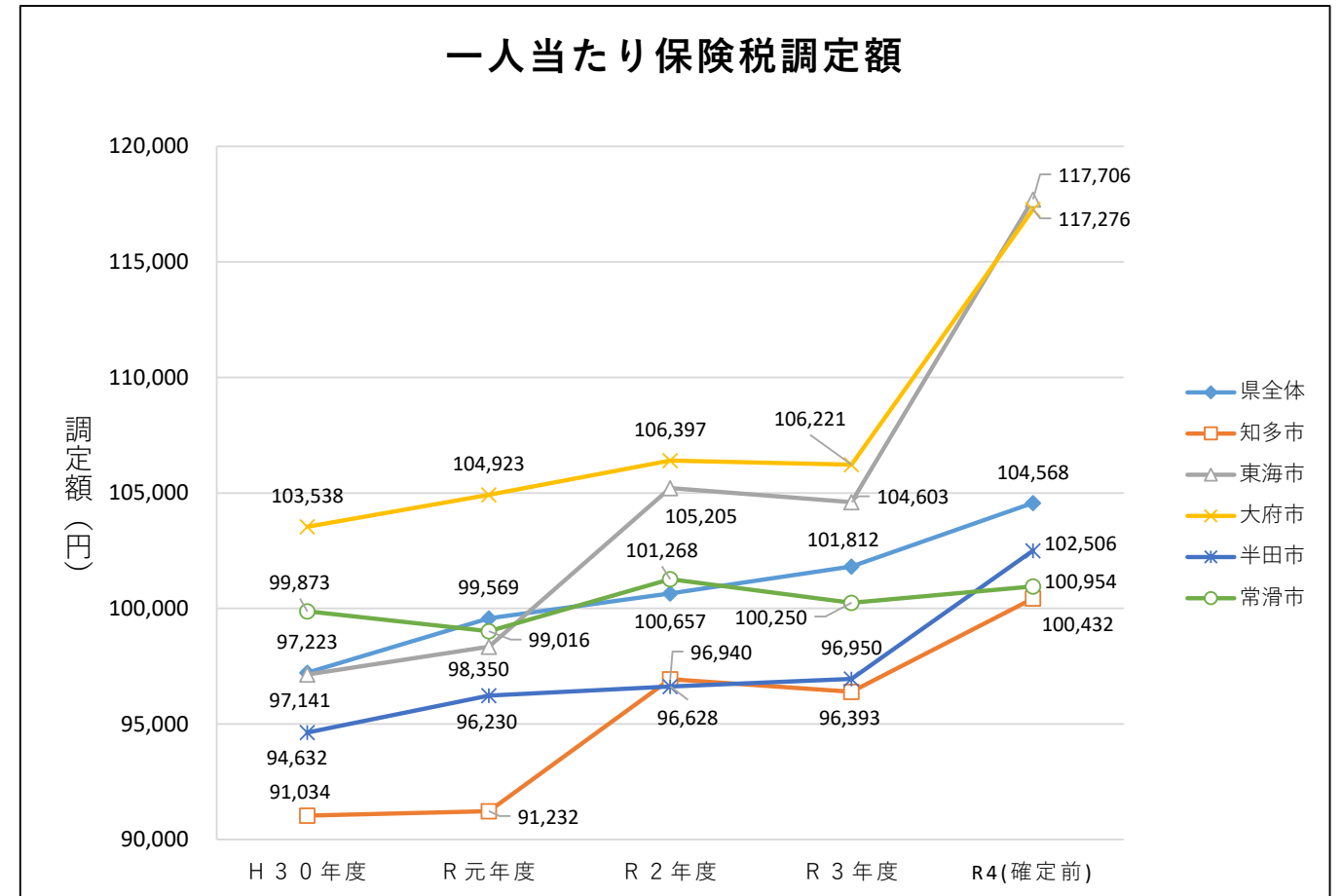
知多5市の国民健康保険税率(令和5年度)

区分		半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	今回改定案
医療給付費分	所得割(%)	6.67	5.8	6.81	6.3	5.35	5.85
	資産割(%)	—	—	—	7.0	—	—
	均等割(円)	28,800	28,800	43,300	25,900	24,000	26,000
	平等割(円)	18,600	24,000	—	22,000	20,400	20,400
後期高齢者支援金分	所得割(%)	2.08	1.8	3.23	2.2	2.3	2.60
	資産割(%)	—	—	—	—	—	—
	均等割(円)	8,700	9,600	11,100	10,000	9,600	10,600
	平等割(円)	5,600	7,200	—	7,000	7,200	7,200
介護納付金分	所得割(%)	1.97	1.4	2.55	1.9	1.8	2.10
	資産割(%)	—	—	—	—	—	—
	均等割(円)	10,200	9,600	13,700	10,000	10,800	10,800
	平等割(円)	5,000	6,000	—	7,000	7,200	7,200

知多5市の一人当たり国民健康保険税調定額(令和4年度)

区分	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	今回改定案
医療給付費分	77,366	71,048	78,211	80,911	65,725	68,499
後期高齢者支援金分	17,211	22,372	28,525	27,093	26,441	28,388
介護納付金分	24,394	24,011	10,970	9,271	28,585	29,731
全体	102,506	100,954	117,706	117,276	100,432	105,542

単位:円



各年度国民健康保険事業調査表(愛知県国民健康保険団体連合会取りまとめ)より

出典: 令和4年度国民健康保険事業調査表(愛知県国民健康保険団体連合会)

## 本市の税率推移

## 1 医療給付費分

年度	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	課税限度額(円)	
					市条例	地方税法
H25	(4.6)	(20.0)	(18,000)	(17,000)	(510,000)	(510,000)
H26	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H27	↓	↓	↓	↓	↓	520,000
H28	↓	↓	↓	↓	520,000	540,000
H29	↓	↓	↓	↓	540,000	↓
H30	5.1	廃止	21,600	19,200	↓	580,000
R元	↓	\	↓	↓	580,000	610,000
R2	5.2		22,800	20,400	610,000	630,000
R3	↓		↓	↓	630,000	↓
R4	5.35		24,000	↓	650,000	650,000
R5	↓		↓	↓	↓	↓
R6	5.85		26,000	↓	↓	未定

## 2 後期高齢者支援金分

年度	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	課税限度額(円)	
					市条例	地方税法
H25	(2.0)	(5.0)	(5,000)	(4,800)	(140,000)	(140,000)
H26	↓	↓	↓	↓	↓	160,000
H27	↓	↓	↓	↓	160,000	170,000
H28	↓	↓	↓	↓	170,000	190,000
H29	↓	↓	↓	↓	190,000	↓
H30	2.1	廃止	7,200	6,000	↓	↓
R元	↓	\	↓	↓	↓	↓
R2	2.2		8,400	7,200	↓	↓
R3	↓		↓	↓	↓	↓
R4	2.3		9,600	↓	200,000	200,000
R5	↓		↓	↓	220,000	220,000
R6	2.6		10,600	↓	↓	未定

## 3 介護納付金分

年度	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	課税限度額(円)	
					市条例	地方税法
H25	(1.5)	(2.0)	(9,000)	(7,000)	(120,000)	(120,000)
H26	↓	↓	↓	↓	↓	140,000
H27	↓	↓	↓	↓	140,000	160,000
H28	↓	↓	↓	↓	160,000	↓
H29	↓	↓	↓	↓	↓	↓
H30	1.7	廃止	9,600	7,200	↓	↓
R元	↓	\	↓	↓	↓	↓
R2	↓		↓	↓	↓	170,000
R3	↓		↓	↓	170,000	↓
R4	1.8		10,800	↓	↓	↓
R5	↓		↓	↓	↓	↓
R6	2.1		↓	↓	↓	未定

注:   は改定後の税率等